

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

女性相談支援センター一時保護所等における困難な問題を抱える女性に
同伴する児童の対応等を行う支援員の配置について

女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、女性相談支援センター一時保護所等における困難な問題を抱える女性に同伴する児童（以下「同伴児童」という。）に対する適切な支援体制を確保するため次の通り実施方法を定め、令和 6 年 4 月 1 日から実施することとし、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 19 年 3 月 29 日雇児発第 0329004 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置について」及び「婦人保護施設における配偶者からの暴力被害者等に同伴する児童の対応等を行う指導員の配置について」は廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

1 趣旨

女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託施設を含める。以下同じ。）及び女性自立支援施設においてはDV被害者等の同伴児童の保護人数が増加しており、保育や学習支援を含めた適切な援助を行う支援員を配置し、同伴児童に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。

2 対象施設

別に定める「女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設職員職種別配置基準」（以下「配置基準」という。）を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に同伴児童の対応等を行う支援員を配置する女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設とする。

3 支援員の配置人数

上記の対象施設のうち、児童の1日当たりの平均入所人数が、前年度の実績等を勘案した実施年度の見込み数において21人以上となるものについては5名、16人以上21人未満となるものについては4名、11人以上16人未満となるものについては3名、6人以上11人未満となるものについては2名、6人未満となるものについては1名の支援員を配置することができることとする。

4 支援員の要件

同伴児童の対応等を行う支援員は、保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4）又は児童指導員の資格（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条）を有する者とする。

5 運営の留意点等

- （1）女性相談支援センターの所長及び女性自立支援施設長は、当該支援員から児童の状態について適宜報告を受け、必要に応じて心理療法担当職員による支援を行うとともに、虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等について児童相談所等と連携して適切な支援に努めること。
- （2）女性相談支援センターの所長及び女性自立支援施設長は、当該支援員が児童の対応を行うことにより、DV被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられるようにするとともに、裁判所への手続や自立のための活動等を円滑に行うことができるように努めること。
- （3）女性相談支援センターの所長及び女性自立支援施設長は、児童の安全・衛生について十分配慮すること。

6 経費

この支援員の配置に要する経費については、「女性支援費の国庫負担及び国庫補助について」（令和6年5月24日厚生労働省発社援0524第5号厚生労働事務次官通知）の別紙「女性支援費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

別添

女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設職員職種別配置基準

職 種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主任 支援員	支 援 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 －	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51～100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期入所施設	17	1	2	1	8	1	1	3	

(注) 括弧書きは、非常勤職員の別掲である。